報告事項1事前質問・意見等について

1		計画の位置付けについて	質問者	江刺家委員		
質問意見	である「八戸市	われる「第二次八戸市環境基本計画」と今回の審議: 第10期分別収集計画」との関連、或いは位置付けに 付いいたします。				
回答	八条(市町村 より、三年ご 計画を定めな 画は、環境基準	期分別収集計画は、容器包装に係る分別収集及び再席は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときにとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包ければならない。)に基づき策定しております。一方本法の趣旨および八戸市環境基本条例に基づき広く環収集計画など廃棄物関連の計画においても広く包含で	は、環境省令 2装廃棄物の で、第二次 3境に関する	で定めるところに 分別収集に関する 八戸市環境基本計 方針を定めたもの		
2	2頁の6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する 事項(法第8条第2項第2号)	質問者	江刺家委員		
質問意見	同案の冒頭にあるように、排出抑制のために「行政」「事業者」「市民」それぞれの役割と具体策として述べられておられます。 その中で具体策については、行政は①~⑤まで、事業者は①~④まで、市民については①~③となっておりますが、いずれも希望的観測を意味するだけの「極めて抽象的な」表現に終始しており、取り組むべき具体策や手段になんら触れられてないことに疑問を感じます。しかし、ただ一つそうでないと思われる項目に、市民向けの「①マイバック等の利用促進」だけを除けば、その他の具体策には見るべき進展や成果は見えないといっていいでしょう。①については、レジ袋の有料化に対し、そうせざるを得ない市民の経済的防衛策による効果として結果的に実現が早まっただけと考えられます。					
回答	〔環境政策課〕ご意見ありがとうございます。今後の方策にあたって検討してまいりますが、具体策については、昨年度策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき取り組んでまいりたいと考えております。					
3		八戸市一般廃棄物処理基本計画について	質問者	江刺家委員		
意見質問	取り組むとあり の捉え方がごみ もので、発生す られます。した	者の役割として、事業活動に伴うごみ排出の原料と資ます。この項で具体的な活動として7項目に分けて発生源としての見方がされていないように見え、結合ごみの発生の処理方法をどうするのかの観点に重がって、事業者に対し何らかの法的強制力を伴う具、このままでは国が掲げるSDGsの目標到達は大変悲	述べられて 果として付 きが置かれ 体策まで述	いますが、事業者 随的な活動による ているように感ぜ べられていないこ		
回答	排出量を減少 委託してごみ す。これを排 ております。	場では、平成20年度に事業系ごみのうち紙類の受入れさせた事例があります。事業者は、市によるごみの収を運搬する必要があるため、排出時点で規制すること出時点で何らかの強制をするためには、国が法律などこのことから、市といたしましては、今後、受入れ時か、事業者との意見交換などによる啓発活動に取り続か、事業者との意見交換などによる啓発活動に取り	又集の対象タ が難しいと で規制する Fにおける事	トであり、自ら又はいう状況がありまいう状況があると考え 近必要があると考え 「業系ごみの展開検		

4	1頁	4対象品目 対象品目と本計画にお	ける用語質問	間者 溝江委員	
質問意見	これまで回収していなかった「プラ容器包装」を本計画で新たに対象品目に加えたことは、今後 のプラスチック回収促進につながり、併せてごみの排出削減につながると期待している。				
回答	るものとした容 は、「プラ容器を いても検討を進	目については対象品目の用語を定義し ととを廃棄物の種類及び当該容器包装 装」は現在のところ含んでおりませ、 かるとしていることから、プラスチッ すを問わず一括回収して分析する実証	廃棄物の収集に係 ん。ただし、一般層 クの分別収集につ	る分別の区分において 経棄物処理基本計画にお いては、今年度、容器包	
5	2頁~4頁	項目7,8,9,11	質問	間者 溝江委員	
質問意見	表3,表4,表6,表8,表9に「プラ容器包装」についての記述がないのは、4頁項目12⑤にあるように「検討中」によるものなのか。また「検討」はいつ頃迄の予定で、いつ頃から「分別収集」するのか教えてほしい。				
回答	〔環境政策課〕現在プラスチック製品等については分別収集を行っていないことから、記載は行っておりません。プラスチックの分別収集については、令和4年度実証実験を行い、その結果を検証しながら分別収集の開始時期や方法を決定していきたいと考えております。				
6	2頁の6	容器包装廃棄物の排出抑制のための る事項(法第8条第2項第2号)	方策に関す	者 溝江委員	
意見質問	手立てである。	ごみ情報の「見える化」推進の「見 <i>え</i> こ示すのか例示して教えてほしい。	る化」は人々が行	動に移すために有効な	
回答		見える化」につきましては、市の広報 ○積極的な発信に努めてまいります。	は誌、ホームページ	およびSNS等により、ご	
Ø	1頁	3 計画期間	質問	者 吉野委員	
意見質問	していることから	十画ではありますが、本計画の計画期 間違いではないが「3年ごとに見値 ではないでしょうか。今後の参考とし	[し」を行うという		
回答	容器包装に係に即して、主務行	こうございます。 る分別収集及び再商品化の促進等に関 合令で定めるところにより、三年ごと 十画を定めなければならない。」とあ	に、五年を一期とす	トる分別基準適合物の再	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に (8) 4頁 質問者 吉野委員 関し重要な事項 ③資源物集団回収運動の推進

意見 質問

町内会、子ども会、PTAなどの団体が行う、資源集団回収運動について活動を助成することにより 、再資源化の推進を図るとありますが、当該助成の評価と所属する町内会での当活動を検討した いことから令和3年度における活動助成の実績を教えてください。

[環境政策課]

当市では、昭和60年度から町内会、子ども会、学校PTAなど、資源物回収を実施する団体をリ サイクルパートナーに登録し、これらの団体に対し、回収物1kg当たり3円の奨励補助金を交付 しております。評価について、制度開始当初は多くの団体が参加して大量の資源物を集め、循環 型社会の形成と市民の意識啓発に高い効果がありましたが、近年は、地域活動の縮小に伴い、団 体数、資源物の回収量ともに減少傾向となっております。これには、スーパーなどの民間事業者 が資源物を集めてポイントを付与する取組が浸透してきたことも影響しておりますが、市として は、市だけではなく様々な主体が循環型社会の形成に向けた取組を行っている現状がより望まし いものと考えております。

令和3年度における団体数と活動助成の実績は以下のとおりです。

回答 令和3年度実績

(リサイクルパートナー登録団体内訳)

町内会	子ども会	PTA	婦人会	老人会	その他	合計
30	67	26	3	4	20	150

(資源物回収実績)

	登録団体	交付団体	延べ回数	補助重量	交付額		
	150	60	277	329, 156kg	987, 468円		